赤磐市個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報を取扱う事務について赤磐市（以下、発注者という）と契約を締結した場合、当該契約による事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう赤磐市個人情報保護条例及び本特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事務従事者への周知）

第３条　受託者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４条　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（取扱いの禁止）

第５条　受託者は、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項をしてはならない。ただし、発注者が承諾した場合を除く。

(1) 個人情報を本契約事務以外に利用すること及び第三者への提供

(2) 個人情報が記録された資料等の複写及び複製

(3) 個人情報の第三者への委託

(4) 受託者の管理する以外のコンピュータへの入力

（資料等の返還等）

第６条　受託者は、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（調査・勧告）

第７条　発注者は、受託者が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

２　発注者は、受託者のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事故発生時における報告）

第８条　受託者は、この契約の履行に関して個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他不適正な取扱が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除等）

第９条　発注者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。